平成２２年（フ）第８９４号
秋田県大館市比内町扇田字町後10―１
債務者　小畑　　充
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９５号
東京都練馬区下石神井４丁目１―14―404
債務者　本橋祐紀子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９９号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５　瑞穂アパート21―402
債務者　山崎　　実
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０４号
埼玉県さいたま市大宮区桜木町２丁目538―８－２Ｆ－Ａ
債務者　新田　太一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０７号
千葉県松戸市常盤平１丁目14―１―604
債務者　太和田由利子（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０８号
愛知県東海市中ノ池５丁目２―１　第２ボナール東海305
債務者　宇野　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０９号
東京都港区高輪２丁目15―35―309
債務者　宇野　一成
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１０号
神奈川県相模原市城山町原宿３丁目２―17―101
債務者　松岡　久美（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８号
横浜市中区松影町３丁目９番地７　石川会館216号室
債務者　久保　　保
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９４号
神奈川県相模原市高根２丁目14番７号　リカーズ高根107
債務者　羽田　幸仁
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５９５号
神奈川県相模原市高根２丁目14番７号　リカーズ高根107
債務者　羽田　美晴
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４５７号
広島県福山市港町１丁目10番８―506号、旧住所広島県福山市平成台26番27号
債務者　吉永　照夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６６号
沖縄県中頭郡読谷村字古堅735番地３　コーポ良201号
債務者　上原　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目53番11―303号　マイハウス
債務者　山内　紀子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３５７７号
神奈川県大和市南林間４丁目１番19号
債務者　鈴木　仁美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部